# 特定非営利活動促進法改正の概要について

## 1 趣旨

特定非営利活動の一層の健全な発展を図るとともに、特定非営利活動法人の運営の透明性を確保するため、手続の見直しによる法人の負担軽減や、情報公開の一層の推進を図る旨の特定非営利活動促進法(NPO法)の改正が行われ、平成28年6月7日に公布されました。

これに伴い、関係規定の整備を図るため本市条例・規則・要綱を改正するとともに、 本市が所轄する特定非営利活動法人(NPO法人)への周知を行います。

## 2 NPO 法改正の内容

### 手続の見直しに係るもの

### (1) 認証申請添付書類の縦覧期間の短縮等

- ○所轄庁が行う認証申請添付書類の縦覧期間:2か月 → 1か月 申請書・添付書類の軽微な不備を補正できる期間:1か月 → 2週間
- ○認証申請があった旨を所轄庁が公にする方法: 従来の公告に加え、インターネットによる公表も可能とする

### 「施行日・適用対象]

公布日から1年以内に施行(平成29年4月1日予定) 施行日以後の申請に適用

### (2) 貸借対照表の公告及びその方法

- ○NPO 法人が登記すべき事項から「資産の総額」を削除し(組合登記令を改正)、代わって貸借対照表の公告を、次の①~④のうち定款で定める方法で行うこととする
  - ①官報に掲載 ②日刊新聞紙に掲載 ③電子公告
  - ④法人事務所の見やすい場所に掲示

### [施行日・適用対象]

公布日から2年6か月以内に施行(遅くとも平成30年10月1日) 施行日以後に作成する貸借対照表と、施行日前に作成したもののうち直近の事業年

度に係る貸借対照表に適用

# (3) 【認定 NPO 法人等】海外送金・金銭の持出しに関する書類の事後届出への一本化

○200 万円を超える海外送金・金銭持出しに関する書類の事前提出:不要に (金額に関わらず毎事業年度1回の事後提出に)

#### 「施行日・適用対象]

公布日から1年以内に施行(平成29年4月1日予定)

施行日の属する事業年度より後に開始する事業年度に行った海外送金・金銭の持出 し等に係る書類に適用

# 情報公開の一層の推進に係るもの

### (4) 事業報告書等の備置期間の延長、公開期間の延長

- ○NPO 法人が事業報告書等を事務所に備え置く期間: 翌々事業年度の末日まで ⇒ 作成から 5 年経過した日を含む事業年度の末日まで
- ○所轄庁で公開する(閲覧・謄写に供する)事業報告書等: 過去3年間に提出されたもの ⇒ 過去5年間に提出されたもの

#### [施行日・適用対象]

公布日から1年以内に施行(平成29年4月1日予定) 施行日以後に開始する事業年度に係る事業報告書に適用

### (5) 【認定 NPO 法人等】役員報酬規程等の備置期間の延長、公開期間の延長

- ○認定 NPO 法人等が役員報酬規程等を事務所に備え置く期間: 翌々事業年度の末日まで ⇒ 作成から 5 年経過した日を含む事業年度の末日まで
- ○認定 NPO 法人等が助成金支給に係る書類を事務所に備え置く期間: 作成から3年経過した日を含む事業年度の末日まで ⇒ 作成から5年経過した日を含む事業年度の末日まで
- ○所轄庁で公開する(閲覧・謄写に供する)認定申請添付書類・役員報酬規程等・助成金支給に係る書類:過去3年間に提出されたもの ⇒ 過去5年間に提出されたもの

### [施行日・適用対象]

公布日から1年以内に施行(平成29年4月1日予定) 施行日以後に開始する事業年度に係る役員報酬規程等に適用 施行日以後に行われる助成金支給に係る書類に適用

### (6) 内閣府の NPO 法人ポータルサイトにおける情報の提供の拡大

○所轄庁及び NPO 法人は、内閣府の NPO 法人ポータルサイトにおいて、一定の情報の公表に努めるものとする

#### [施行日]

公布日(平成28年6月7日)に施行

### その他

#### (7)【認定 NPO 法人等】仮認定 NPO 法人の名称変更

○「仮認定 NPO 法人」⇒「特例認定 NPO 法人」

#### [施行日・適用対象]

公布日から1年以内に施行(平成29年4月1日予定) 施行時点で仮認定を受けているNPO法人は、特例認定NPO法人とみなす 施行日前にされた仮認定の申請は、特例認定の申請とみなす

### (1) 条例・規則・要綱の改正

○NPO 法改正箇所と、本市条例・規則・要綱の該当部分との整合を図ります。

### [改正対象]

- 特定非営利活動促進法施行条例
- 特定非営利活動促進法施行条例等施行規則
- 特定非営利活動法人認証等に関する事務取扱要綱
- 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動 法人を指定するための基準、手続等に関する条例(※)
- ※本市指定 NPO 法人の基準・手続を認定 NPO 法人に準じて定めているため、今回の NPO 法 改正における認定 NPO 法人関係部分にあわせて改正を行います。
- ○手続の見直しによる法人の負担軽減を図る NPO 法改正の趣旨に則り、認定も受けている本市指定 NPO 法人(本市が所轄する NPO 法人に限る)について、認定・指定で重複する次の書類の作成、備置き、閲覧及び所轄庁への提出を省略する旨の改正を行います。
  - ①役員報酬規程等 ②助成金支給に関する書類 ③代表者氏名変更に関する書類

### [改正対象]

- 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動 法人を指定するための基準、手続等に関する条例
- ※条例改正は、市会第4回定例会(12月)に議案提出予定。 施行日は、条例・規則・要綱とも平成29年4月1日を予定。

#### (2) 本市が所轄する NPO 法人への周知

- ○本市が所轄する全 NPO 法人に対し、NPO 法改正の内容と、今後各法人が行うべき 手続(定款の変更)を郵送等でご案内するとともに、同内容を本市ホームページに も掲載する予定です。
- ○市民活動支援センターメールマガジン、横浜市市民活動支援課メールマガジンで周知します(本市ホームページのNPO法改正案内ページへのリンクを掲載)。
- ○関係資料を市民活動支援課、横浜市市民活動支援センター等に配架します。
- ○本市ホームページ、設立認証申請等の手引き、認定・指定 NPO 法人制度ガイドブック等の該当箇所を改訂します。